

## 震災特例措置の取扱いについて

東日本大震災に係る入札制度等の特例措置一覧表（令和4年4月13日現在）

特例措置		令和4年4月1日から適用する制度の概要	
1	現場代理人の常駐義務緩和の拡大	<p>以下のすべての条件を満たす2件の工事間で兼務を認める。</p> <p>(1) 仕様書に「兼務を認める」旨の記載があること。</p> <p>(2) この緩和措置により、2件の工事を兼務している現場代理人は、監理技術者又は専任の主任技術者と兼務できない。</p>	制度化
2	主任技術者の専任要件緩和の拡大	<p>請負代金が、3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の建設工事に配置する専任の主任技術者について、以下のすべての条件を満たす2件の工事間で、兼務を認めることとする。</p> <p>(1) 一体性若しくは連続性又は相互に調整を要する工事であること。</p> <p>(2) 工事場所の間隔が10km以内の近接した場所であること。</p> <p>※「10km」は、自動車で通行可能な経路とする。なお、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができる。</p> <p>※企業団においては（その1）（その2）等で工区分けして発注されるもの等が該当する。</p>	制度化
3	配置技術者の雇用関係の緩和の試行	<p>廃止とする。配置する技術者は、例外なく3か月の雇用期間が必要となるもの。</p>	廃止
4	復興JV制度の適用	<p>廃止とする。復旧・復興のための共同企業体（復興JV）を設立することはできない。</p>	廃止
5	制限付き一般競争入札適用金額の拡大	<p>一般競争入札適用金額は、130万円を超える工事とする。</p>	制度化
6	予定価格の事前公表	<p>令和3年9月30日をもって廃止済み。</p>	廃止済 (~R3.9.30)

7	指名競争入札における参加者数の緩和	郵便入札に限り、指名業者が辞退等により1者となった場合でも、入札を継続して執行する。	制度化
8	手持ち工事件数の制限	入札の不調等による復興事業の遅延を回避することを目的とし、手持ち工事件数の制限措置を停止しているもの。	継続
9	相互牽制の中止	同一の入札日において複数の同種工事等に入札する場合、1件落札後は、その後の同種工事等の入札へは参加できないこととする措置を停止しているもの。	継続
10	前払金の特例措置	東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域において、公共工事の前金払の割合を4割から5割に引き上げているもの。	継続
11	発注ロット拡大を踏まえた間接費の積算	宮城県土木部の土木工事標準積算基準書に準じて積算するもの。	県に準拠
12	水道施設工事における格付別設計金額の設定について	水道施設工事における格付について、1,800万円以上はA等級、1,800万円未満はB等級とする。	継続
13	格付審査基準について	<p>水道施設工事の格付審査基準について、以下のすべての条件を満たす場合に、A等級とするものとする。</p> <p>(1) 評定値 630点以上（建設業法第27条の29に定める総合評定値）</p> <p>(2) 技術者数 土木施工管理技士4人以上</p> <p>(3) その他 企業団の指定給水装置工事事業者として指定をうけてから1年以上経過している者で、過去2年以内に給水装置工事実績及び水道施設工事実績を有する者</p> <p>※この条件は、令和5年4月1日以降の適用となります。</p>	制度化